

江南市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 5 年 3 月 17 日に特定事業として選定した「江南市新学校給食センター整備等事業」（以下「本事業」という。）について、総合評価一般競争入札方式により本事業の落札者を決定したため、以下のとおり公表する。なお、選定委員会における審査講評は、9 月に公表する予定である。

令和 5 年 8 月 30 日

江南市長 澤田 和延

第 1 事業の概要

1 事業名

江南市新学校給食センター整備等事業

2 事業場所

江南市小杣町鴨ヶ池地区

3 事業の目的

江南市（以下「市」という。）の学校給食は、南部学校給食センターと北部学校給食センターの 2 施設から提供している。両センターとも耐震性は確保されているものの、南部学校給食センターが昭和 55 年開設、北部学校給食センターが昭和 47 年開設となっており、両センターとも大規模修繕が必要な時期を迎えている。また、設備関係の耐用年数は概ね 15 年程度と言われており、多くの設備が既に更新時期を超過している状況にあり、老朽化した施設及び設備の更新等の対応が求められている。

さらに、両センターは、施設整備後に公表された「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じた運用はしているものの、施設自体は衛生管理基準を満たしていない状況にあり、より安心・安全な給食の実施に向けて、建替えを含めた改善が必要である。

また、近年、食物アレルギーを持つ児童・生徒は増加傾向にあるが、両センターともに除去食や代替食といった食物アレルギー対応食が安全に調理できる構造となっていないことから、施設での対応を行っていない状況である。

これらの運営に関する課題を踏まえ、本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を、PFI 法に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安心して安全な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 22 年 8 月までとする。

※ただし、本施設の供用開始日は令和 7 年 9 月 1 日を予定している。

5 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施する BTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

第2 資格審査の結果

参加資格審査書類について、3グループから提出があり、いずれのグループについても参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認した。

第3 提案審査の結果

資格審査を通過した3グループから提案書類の提出を受け、基礎審査の後、総合審査を実施した。その結果、総合審査の最高得点は、100点満点中93.26点となった。

第4 落札者の特定

落札者決定基準に基づき、提案審査（基礎審査及び総合審査）を行い、市はその結果を踏まえ、株式会社メフォスを代表企業とするグループを落札者として特定した。

1 優先交渉権者のグループ組成

代表企業：株式会社メフォス

構成企業：株式会社総合企画設計名古屋支店、矢作建設工業株式会社、松岡建設株式会社、三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社、光洋ビル管理株式会社、株式会社トーエネック、株式会社アイホー名古屋支店、希望運輸株式会社、株式会社長大名古屋支社

第5 提案価格

11,004,907,349円（税込）

第6 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和5年10月～
事業期間	基本契約締結日～令和22年8月
設計・建設期間	事業契約締結日～令和7年7月
施設引渡し日	令和7年7月
開業準備期間	令和7年7月～令和7年8月
供用開始日	令和7年9月